

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第3条 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第19条</u>の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年<u>10月</u>鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年<u>12月</u>鳥取県条例第35号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第3条 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子</u>を養育するため1日の勤務時間の<u>一部を</u>勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第9条</u>の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。